

(様式第2号)

監委第66号

令和元年11月20日

太田市市長 清水 聖義 様
太田市議会議長 久保田 俊 様
選挙管理委員会委員長 中村 光雄 様
公平委員会委員長 横山 溥 様
固定資産評価審査委員会委員長 眞下 武久 様

太田市監査委員 高橋 嘉一郎

太田市監査委員 町田 正行

定期監査結果報告書

(秘書室・企画部・総務部・会計課・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の期間

令和元年10月28日から令和元年11月8日まで

2 監査の方法

定期監査実施にあたっては、各監査対象における令和元年度(監査基準日:令和元年9月30日現在)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に実施されているか監査を実施した。

3 監査の対象

◎ 秘書室

(1) 組織

監査基準日現在、秘書室の職員は6名であり、秘書係を置く。

(2) 事務分掌

秘書に関する事項

ア 市長及び副市長の秘書に関すること。

イ 交際、渉外及び儀式に関すること。

- ウ ほう賞及び功労者、徳行者等の表彰に関すること。
- エ 公印（出納員印及び分任出納員印を除く。）の管理に関すること。

◎ 企画部

(1) 組 織

監査基準日現在、企画部の職員は53名（内、再任用職員1名、嘱託員1名）であり、企画政策課、人事課、交流推進課、情報管理課及び広報課を置く。

(2) 事務分掌

- ア 市政の基本的な計画及び総合調整に関する事項
- イ 職員の人事及び福利厚生事業に関する事項
- ウ 行政改革に関する事項
- エ 広報に関する事項
- オ 情報政策に関する事項
- カ 国内外の交流推進に関する事項

○ 企画政策課

(1) 組 織

監査基準日現在、企画政策課の職員は13名であり、企画政策係、行政経営係及び統計係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 市の基本方針、重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- イ 組織及び事務管理に関すること。
- ウ 広域行政の企画、調整及び推進に関すること。
- エ 特区に関すること。
- オ 太田市私立学校審議会に関すること。
- カ 特命事項に係る総合調整に関すること。
- キ ぐんま国際アカデミーに関すること。
- ク 国勢調査その他の統計調査に関すること。
- ケ 地方分権の推進に関すること。
- コ 行政マネジメントに関すること。
- サ 群馬東部水道企業団との連絡調整に関すること。

○ 人事課

(1) 組 織

監査基準日現在、人事課の職員は18名であり、人事係、人財育成係及び給与厚生係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 職員の任命、賞罰、服務及び身分並びに賠償責任に関すること。
- イ 職員の配置に関すること。
- ウ 職員の給与及び待遇に関すること。

- エ 特別職報酬等審議会に関すること。
- オ 職員団体に関すること。
- カ 職員定数の見直しに関すること。
- キ 職員表彰に関すること。
- ク 出納員印及び分任出納員印に関すること。
- ケ 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。
- コ 職員の公務災害補償に関すること。
- サ 職員の研修に関すること。

○ 交流推進課

(1) 組 織

監査基準日現在、交流推進課の職員は5名（内、再任用職員1名）であり、交流推進係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 国際交流に関すること。
- イ 国内交流に関すること。
- ウ 多文化共生に関すること。

○ 情報管理課

(1) 組 織

監査基準日現在、情報管理課の職員は7名であり、情報管理係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 情報施策の企画及び調整に関すること。
- イ 電算システムの開発及び運用に係る調整に関すること。
- ウ 情報教育の普及及びIT学校に関すること。
- エ 情報センターの管理運営に関すること。

○ 広報課

(1) 組 織

監査基準日現在、広報課の職員は8名（内、嘱託員1名）であり、広報係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 市政情報の周知啓発に関すること。
- イ 報道機関との連絡に関すること。
- ウ 市政情報コーナーの管理運営に関すること。
- エ 地域資源の発掘及び発信に関すること。

◎ 総務部

(1) 組 織

監査基準日現在、総務部の職員は151名（内、再任用職員3名、嘱託員7名、臨時職員11名）

であり、総務課、財政課、管財課、契約検査課、防災防犯課、市民税課、資産税課、納税課及び収納対策課を置く。

(2) 事務分掌

- ア 市議会に関する事項
- イ 文書及び法規に関する事項
- ウ 財政に関する事項
- エ 契約及び財産に関する事項
- オ 市税の賦課に関する事項
- カ 工事、物品等の検査及び補助金等の審査に関する事項
- キ 市税の徴収に関する事項
- ク 公金滞納整理に関する事項
- ケ 防災及び防犯に関する事項
- コ その他他の主管に属さない事項

○ 総務課

(1) 組 織

監査基準日現在、総務課の職員は10名(内、臨時職員2名)であり、総務係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 文書の管理に関すること。
- イ 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- ウ 訴訟及び不服申立ての指導及び助言に関すること。
- エ 条例及び規則に関すること。
- オ 合併に関すること。
- カ 市の境界、町界及び町名に関すること。
- キ 市議会等との連絡に関すること。
- ク 選挙管理委員会に関すること。
- ケ 公平委員会に関すること。
- コ 固定資産評価審査委員会に関すること。
- サ 他の部課等に属さない事項に関すること。

○ 財政課

(1) 組 織

監査基準日現在、財政課の職員は10名であり、財政係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 財政計画に関すること。
- イ 予算編成及び執行管理に関すること。
- ウ 地方交付税に関すること。
- エ 市債及び一時借入金に関すること。

オ 基金の繰入れに関する事。

カ 財務書類に関する事。

○ 管財課

(1) 組 織

監査基準日現在、管財課の職員は11名(内、嘱託員3名)であり、管財係及び車両係を置く。

(2) 事務分掌

ア 公共施設等総合管理計画に関する事。

イ 庁舎の総合調整に関する事。

ウ 市有財産の管理及び処分に関する事。

エ 市庁舎及び構内の維持管理並びに取締りに関する事。

オ 基金の総括管理に関する事。

カ 物品の出納保管に関する事。

キ 車両の管理等に関する事。

○ 契約検査課

(1) 組 織

監査基準日現在、契約検査課の職員は13名(内、再任用職員2名、臨時職員1名)であり、契約係、監理係及び検査係を置く。

(2) 事務分掌

ア 工事に係る入札及び契約に関する事。

イ 工事関連業務委託に係る入札及び契約に関する事。

ウ 備品等の入札及び契約に関する事。

エ 工事の検査に関する事。

オ 補助事業の審査に関する事。

○ 防災防犯課

(1) 組 織

監査基準日現在、防災防犯課の職員は7名であり、危機管理係及び防犯係を置く。

(2) 事務分掌

ア 危機管理の総合調整に関する事。

イ 防災に関する事。

ウ 防犯に関する事。

○ 市民税課

(1) 組 織

監査基準日現在、市民税課の職員は26名(内、臨時職員4名)であり、諸税係、市民税一係及び市民税二係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 税制事務に関すること。
- イ 個人市県民税の賦課に関すること。
- ウ 法人市民税の賦課に関すること。
- エ 軽自動車税の賦課に関すること。
- オ 市たばこ税の賦課に関すること。
- カ 入湯税の賦課に関すること。
- キ ゴルフ場利用税交付金に関すること。
- ク 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関すること。
- ケ 所管に係る諸証明に関すること。

○ 資産税課

(1) 組 織

監査基準日現在、資産税課の職員は29名(内、嘱託員1名、臨時職員1名)であり、管理・償却資産係、土地係及び家屋係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 固定資産税の賦課に関すること。
- イ 都市計画税の賦課に関すること。
- ウ 特別土地保有税の賦課に関すること。
- エ 国有資産等所在市町村交付金等に関すること。
- オ 所管に係る諸証明及び閲覧に関すること。

○ 納税課

(1) 組 織

監査基準日現在、納税課の職員は24名(内、再任用職員1名、嘱託員3名、臨時職員1名)であり、管理係、納税一係及び納税二係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 市税の徴収に関すること。
- イ 国民健康保険税の徴収に関すること。
- ウ 滞納処分に関すること。
- エ 納税相談に関すること。
- オ 納税証明に関すること。
- カ 納税意識の普及啓発に関すること。

○ 収納対策課

(1) 組 織

監査基準日現在、収納対策課の職員は18名(内、臨時職員2名)であり、収納対策一係、収納対策二係及び収納対策三係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 滞納市税の徴収に関する事。
- イ 滞納国民健康保険税の徴収に関する事。
- ウ 滞納処分に関する事。
- エ 納税相談に関する事。
- オ 納税意識の普及啓発に関する事。
- カ 滞納公金の債権管理に関する事。

◎ 会計課

(1) 組 織

監査基準日現在、会計課の職員は12名であり、審査係及び出納係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 現金及び有価証券の出納並びに保管に関する事。
- イ 現金及び有価証券の記録管理に関する事。
- ウ 支出負担行為の確認及び収入調定の審査に関する事。
- エ 決算の調製に関する事。

◎ 選挙管理委員会事務局

(1) 組 織

監査基準日現在、選挙管理委員会事務局の職員は15名(内、併任12名)である。

◎ 公平委員会事務局

(1) 組 織

監査基準日現在、公平委員会事務局の職員は5名(併任)である。

◎ 固定資産評価審査委員会事務局

(1) 組 織

監査基準日現在、固定資産評価審査委員会事務局の職員は5名(併任)である。

4 監査の結果

(1) 執行状況

秘書室、企画部、総務部、会計課、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局及び固定資産評価審査委員会事務局における予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、おおむね適正なものと認められた。